

公立大学法人大阪府立大学 一般事業主行動計画（女性活躍推進）

女性がその個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、女性の活躍に関する状況を把握し、改善すべき課題についての分析を踏まえたうえで、次のように一般事業主行動計画を策定する。

1 計画期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間

2 課題

- (1) 女性教員の比率が低い。
- (2) 常勤教職員における女性の平均勤続年数が短い。
- (3) 教員上位職（教授・准教授・講師）における女性比率が低い
- (4) 経営層（理事・副学長・学長補佐）における女性比率が低い

3 目標

大学における女性教員の活躍を推進するため以下の目標を掲げる

- ① 平成28年度以後、新規採用における女性教員比率30%
- ② 平成32年度に、女性教員比率21%
- ③ 教員上位職（教授・准教授・講師）における女性比率23%
- ④ 経営層（理事・副学長・学長補佐）における女性比率25%

4 取組内容・実施時期

取組1 女性研究者の育成（平成28年～）

- ・募集要項等を通じて女性教員採用にかかる積極的な広報を実施する。
- ・女性教員採用にかかるインセンティブ制度を導入する。
- ・理系女子大学院生チーム IRIS（アイリス）を任命し、企業等で活躍する女性研究者との交流、小・中・高校生へ科学の魅力・研究の面白さを伝える活動等、各事業への主体的な参加を促すことで、研究者としての能力育成・キャリアパス構築を支援する。

取組2 女性研究者リーダーの育成・支援（平成28年～）

- ・大学にダイバーシティ研究環境研究所を設立し、女性研究者リーダーの育成と上位職へ就くための支援を行う。
- ・研究費インセンティブ事業において、既存事業における女性枠の新設、ならびに女性研究者支援を目的とした事業の新設を行う。

取組3 女性が継続して働きやすい環境を整備する（平成28年～）

- ・法人ならびに大学の経営層への女性登用を積極的に図り、女性が継続して働きやすい環境の整備を法人全体で推進する。
- ・配偶者同行休業制度等、ライフワークバランスに配慮した制度検討を行う
- ・男性教職員も育児休業を取得できることや配偶者と交互に育児休業を取得することが可能である旨の周知を行い、男性教職員の育児休業の取得促進に努める。
- ・男性教職員の育児参加休暇の取得可能期間を、産後16週まで拡大する。
- ・任期付教員について、育児休業等の期間を考慮した任期の延長制度の利用促進を図る。
- ・学内保育施設を継続して運営し、利用推進を図る。